

## 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 次期ごみ処理施設事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 須恵町外二ヶ町清掃施設組合（以下「組合」という。）が次期ごみ処理施設の整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を、DBO方式（公設民営方式）により行うにあたり、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に、次期ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設定する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、組合長の求めに応じ、次に掲げる事項について、審議及び審査を行い、その結果を組合長に報告する。

(1) 民間事業者の選定に関すること。

(2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

2 本事業に係る民間事業者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札方式によって行う場合の同条第4項に規定する学識経験者の意見聴取に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、9名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 構成町の副町長

(3) 構成町の代表職員

(4) 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 事務局長

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、第2条に掲げる事務が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の在任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長

となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に関する提案に応募し、又は入札に参加してはならない。
- 3 委員は、職務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員は、民間事業者の選定に当たり、特定の企業に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、速やかに記録し、管理者に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。ただし、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、第2条に規定する所掌事務が完了したとき、その効力を失う。